

箕輪町物価高騰対策 農薬購入費補助金

一 事業概要

物価高騰の影響により農薬の価格が高騰しているため、町では、国の重点支援地方交付金を活用して、経営を圧迫されている農業者に対し、緊急対策として農薬購入費の一部を補助します。

1 補 助 対 象

次の①～④のすべてを満たす農業者が補助対象

- ① 町内に住所を有する者（法人の場合は、町内に本店を有する法人）
- ② 出荷・販売している者で、令和8年以降も営農している者（新規就農者含む）
- ③ 令和7年の税申告（農業所得用）の「農薬衛生費」の経費が2万円以上の者
- ④ 世帯全員の町税等に滞納がない者（法人の場合は当該法人として滞納がないこと）

2 補 助 金 額

令和7年の税申告（農業所得用）の「農薬衛生費」経費の20%補助
上限額：20万円（1円未満切捨）

3 補助対象期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

4 申 請 期 間

令和8年3月1日から令和8年4月30日まで

5 申 請 方 法

①交付申請書兼実績報告書兼請求書提出

（添付書類）

- 令和7年分の確定申告書に係る青色申告決算書（農業所得用）
または収支内訳書（農業所得用）の写し
(住民税申告の場合は、当該申告の農業所得決算書)
- 法人の場合は、直近の決算書（農薬衛生費記載部分）の写し

【申請書等の提出先】 箕輪町役場 みどりの戦略課 農業振興係（窓口9番）

メールでの提出可（midori@town.minowa.lg.jp）

問合せ先：箕輪町役場 みどりの戦略課 農業振興係

TEL 0265-79-3170（直通） FAX 0265-79-0230